

答弁書第七八号

内閣参質一七四第七八号

平成二十二年六月四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員山谷えり子君提出子ども手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出子ども手当に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、現在、海外に居住する子どもに係る子ども手当の申請の概況の把握に努めているところである。

二について

お尋ねについては、外国人の子ども手当に係る支給要件の確認事務や海外に居住する子どもを監護する場合の請求者等と子どもとの関係や子どもの居住状況等についての公的機関による証明書の取扱い等について、照会等が寄せられている。

三について

子ども手当制度の実施に当たっては、子ども手当を適正に支給するため、外国人の海外に居住する子どもを監護する場合における支給要件の確認の厳格化を図ったところである。また、国としても、証明書類に不正があつた場合等には地方公共団体の間で情報を共有することができるよう、地方公共団体から情報を集約し、当該情報を地方公共団体に提供することにより、不正な請求の防止を図ってまいりたい。

四について

子ども手当の支給要件については、昭和五十七年以来約三十年間にわたり実施してきた児童手当の支給要件を踏襲したところであるが、平成二十二年度においては、外国人の海外に居住する子どもを監護する場合における支給要件の確認の厳格化を図ったところである。平成二十三年度以降の子ども手当制度の検討に際しては、支給対象となる子どもに国内居住要件を課すことについて検討してまいりたいと考えている。